

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 土地の公用廃止  
字の名称変更  
毒物劇物取扱者試験の実施  
道路の指定
- ◇公告 昭和二十八年年度鳥取県吏員昇任試験合格者
- ◇正誤 昭和二十八年九月八日鳥取県告示第三百九十号中訂正  
昭和二十八年九月八日鳥取県告示第三百九十二号中訂正

## 告示

### 鳥取県告示第四百十三号

次の土地はその公用を廃止する。

昭和二十八年九月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

米子市祇園町二丁目一番地先道路敷八坪一合七勺

（関係図面は土木部管理課に保存）

### 鳥取県告示第四百十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により昭和二十八年十月一日から東伯郡三徳村の区域内の字の名称を次のとおり変更した旨届出があつた。

昭和二十八年九月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

三徳村「大字 門前」を「大字 三徳」に変更する。  
もんぜん みとく

### 鳥取県告示第四百十五号

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）第七条の規定に基く毒物劇物取扱者試験を次のとおり施行する。

昭和二十八年九月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴 木 武

一期日及び場所 昭和二十八年十月二十三日午前十時

東伯郡倉吉町広瀬町 倉吉保健所講堂

二 試験の種類及び科目

1 筆記試験

試験科目 毒物及び劇物に関する法規

毒物及び劇物の性質、応用、貯蔵、その他取扱方法

(但し、農業用のみ受験する者については、毒物及び劇物の範囲を別記のとおりとする)

2 実地試験

試験科目 毒物及び劇物の識別及び取扱方法

(但し、農業用のみ受験する者については、毒物及び劇物の範囲を別記のとおりとする)

三 手 続

受験希望者は、毒物及び劇物取締法施行細則(昭和二十六年三月鳥取県規則第九号)を参照し、受験申請書に試験手数料五百円に相当する県の発行する収入証紙を添付して、昭和二十八年十月十三日迄に所轄保健所に提出すること。

別 記

- (一) 黄燐、硫化燐及びこれらのいずれかを含有する製剤。
- (二) シアン化合物及びこれを含有する製剤。但し、ベルリン青、黄血塩、赤血塩、ロダン化合物及び石灰窒素並びにこれらのいずれかを含有する製剤を除く。
- (三) 水銀化合物及びこれを含有する製剤。但し、朱、甘汞、黄色ヨード汞、オレイン酸水銀、白降汞、雷汞及びこれらのいずれかも含有する製剤を除く。
- (四) ニコチン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。
- (五) 砒素、その化合物及びこれらのいずれかを含有

する製剤。

- (六) 亜鉛塩類。但し、炭酸亜鉛及び雷酸亜鉛を除く。
- (七) 苛性ソーダ及びこれを含有する製剤。但し、水酸化ナトリウム五%以下を含有するものを除く。
- (八) クロロピクリン及びこれを含有する製剤。
- (九) 硅弗化水素酸塩類。
- (十) 銅塩類。但し、雷銅を除く。
- (十一) 二硫化炭素及びこれらを含有する製剤。
- (十二) バリウム化合物。但し、硫酸バリウムを除く。
- (十三) ホルムアルデヒド含有物。但し、ホルムアルデヒド一%以下を含有するものを除く。
- (十四) ロテノン及びロテノン含有する生薬(デリス根、魚藤根の類)並びにこれらのいずれかを含有する製剤。但し、ロテノン二%以下を含有するものを除く。
- (十五) 硫酸及びその含有物。但し、硫酸一〇%以下を含有するものを除く。
- (十六) テトラエチルピロホスフェイト及びこれらを

含有する製剤。

- (十七) ヘキサエチルテトラホスフェイト及びこれを含有する製剤。
- (十八) ジエチルパラニトロロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。
- (十九) ジメチルパラニトロロフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤。
- (二〇) エチルパラニトロロフェニルチオノメンセンホスホネイト及びこれを含有する製剤。
- (二一) モノフルオール醋酸ナトリウム及びこれを含有する製剤。
- (二二) プロムメチル。
- (二三) ニー四一チニトロロ六一シクロヘキシールフェニール及びこれを含有する製剤。但し、二一四一チニトロロ六一シクロヘキシールフェニール一五%以下を含有する製剤を除く。

鳥取県告示第四百二十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第四号の規定に基く道路を次のように指定した。  
昭和二十八年九月二十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木武

場所 路線名 幅員 延長 工事実施年度

鳥取市 片原、賀露線 メートル 三〇〇 昭和二十八年

米子市 東町、上福原線 一 一一二 昭和二十八年

東町、陰田線 一 三〇〇 昭和二十八年

角盤町、米子駅線 二〇 三八二 昭和二十九年

倉吉町 仲之町、大正町線 一 八九、五 昭和二十八年

大岩村 平野、沓井線 一 五三六 昭和二十八年

公 告

昭和二十八年年度鳥取県吏員昇任試験の合格者の氏名を次のように公告する。

昭和二十八年九月二十五日

鳥取県人事委員会委員長職務代理者

鳥取県人事委員 宇佐美 勇 藏

昭和二十八年年度鳥取県吏員昇任試験合格者

一般事務職（二六名）

（受験番号）

（氏 名）

- 一五 杉山 節夫
- 一 西垣 吉正
- 六〇 中村 泰男
- 一一〇 平田 武男
- 七二 里田 春彦
- 四四 涌島 忠夫
- 四四 榎田 庄平
- 七四 杉田 要
- 一〇〇

一二〇	大 麻 信 夫
三 八	箕 賢 三
二 八	中 川 壽 雄
一 六	橋 本 忠 則
二 一	谷 口 和 潔
四 五	山 口 和 徳
八 七	坂 口 猛 虎
一 二 五	松 村 義 隆
一 三 六	小 谷 義 憲
一 四 五	宇 田 実 知 学
三 一	山 下 実 知 治
七 八	深 田 信
一 三 〇	上 川 清 彦
七	久 住 慶 太 郎
三	杉 川 勝 規
二 九	河 田 正 義
五 〇	井 上 典 三
一 二 六	谷 口 欣 司

土本職（六名）

農業職（二四名）

- 一〇 池座 克利
- 一八 山脇 長藏
- 七 本田 勳
- 六 吉井 知
- 九 岸井 定藏
- 一一 上村 節藏
- 一七 住田 泰
- 一三 酒本 次郎
- 四五 谷尾 富治
- 五〇 奥田 敢太郎
- 二七 米原 享二
- 一一 田中 道宣
- 一六 山田 満男
- 三一 船橋 昶
- 二八 山形 昇
- 六 川口 嘉美

